

# 秋・年末の労使協議会の要求に

## 前進回答で合意！！

会社が帰路料金を負担する範囲は次の通りです。

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| ① 東名自動車道         | [東京 ~大井松田]                  |
| ② 中央自動車道         | [高井戸~ <u>上野原</u> ]          |
| ③ 関越自動車道         | [練馬 ~花園]                    |
| ④ 首都高川口線・東北自動車道  | [足立入谷 ~佐野藤岡]                |
| ⑤ 首都高三郷線・常磐自動車道  | [加平 ~千代田石岡]                 |
| ⑥ 首都高湾岸線・東関東自動車道 | [葛西 ~新空港]                   |
| ⑦ 館山自動車道         | [全線]                        |
| ⑧ 京葉道路           | [全線]                        |
| ⑨ 首都高大宮線         | [板橋本町 ~見沼]                  |
| ⑩ 首都高速神奈川線       | [羽田 ~三ツ沢・永田]                |
| ⑪ 首都高速湾岸線        | [湾岸環八 ~並木]                  |
| ⑫ 横浜・横須賀道路       | [全線]                        |
| ⑬ 第三京浜道路         | [全線]                        |
| ⑭ 東京外郭環状道路       | [但し、常磐道又は関越道より連続利用した場合に限る。] |
| ⑮ 次の有料道路         |                             |
| i 厚木・小田原道路       | [全線]                        |
| ii 西湘バイパス        | [全線]                        |
| iii 千葉・東金道路      | [全線]                        |
| iv 松戸・野田有料道路     | [全線]                        |
| v 逗葉新道           | [全線]                        |
| vi 稲城有料道路        | [全線]                        |
| vii 横浜新道         | [全線]                        |
| viii 八王子バイパス     | [全線]                        |

9月13日に提出した、5項目の「労使協議会の申入書」に基づき、11月13日に第1回の労使協議会が行われました。

労働組合からは執行部7名全員が協議に臨み、経営側の山岡取締役、仲取締役、深沢次長、伊藤次長と協議を行いました。

冒頭、菊池執行委員長が挨拶を行い、組合の新執行部の紹介を行い、経営が挨拶を行い、伊藤次長が以下の「回答書」を読み上げました。「回答書」への意見交換を行い、執行部としていったん持ち帰り、誠意ある回答として評価し、「回答書」を受け入れる事を決定しました。

### 記

- 「未収金手数料5%の撤廃」について  
2013年10月30日付、労使で交わした「賃金改定」と「未収金手数料5%の撤廃」の合意書に基づき、2013年11月15日分から撤廃します。
- 「首都高速帰路料金会社負担」についての見直し
  - 首都高速帰路料金負担を最大900円まで会社負担とすることは現状困難であります。
  - 圏央道については、未だ全線完成しておらず、またその利用頻度についても把握できない為、現状維持をお願いします。
  - 中央道の高速帰路負担は、上野原からとします。
- スタッドレスタイヤについて  
現状では保管場所の問題、購入価格およびランニングコストの収支面から現状困難ですが、今年から全車にタイヤチェーンを用意し降雪時の安全対策とします。
- 「2014年度出番表」について  
現在作成中です。12月にお渡しします。
- 普通救命救急講習費用の会社負担について  
普通救命救急講習を会社主導で定期的で開催するものとし、その費用は会社負担とします。

以上



2013年11月13日

東洋交通労働組合  
執行委員長 菊池 るみ殿

東洋交通株式会社  
取締役社長 川鍋 一期



### 回答書

去る9月13日付、貴労組より諸労働条件の改善及び給与規定の改善に関する要求書が提出され、以来幾度にわたり交渉を重ね現在に至っております。

さて、わが国の経済は世界的に見ても類のない長期にわたるデフレにより、政界・経済界の混迷をより一層深め、未だ出口の見えない厳しい状態が続いております。加えて東日本大震災の復旧・復興計画は予定に大幅の遅れが生じており、原発を始めとする諸問題解決への糸口さえ見えない状態にあります。この結果、超高齢化時代を迎えるにあたって、社会保障など抜本的な改革が必要な問題にも多大な影響を与えており、その事は各企業においても経営者及び従業員の将来の不安を一層助長している要因となっております。更に、平成26年4月には消費税が8%に増税される事が決まり、タクシーの利用だけでなく全体の消費落ち込みが懸念される状態です。その1年半後には更に2%の増税が予定されており、国内の消費の冷え込みは直ぐに回復できない規模と言われております。期待されたアベノミクス効果は一部の企業に留まっており、7年後のオリンピック開催の経済効果が市場に反映されるまで、まだまだ時間が掛かるものと考えられます。

また、国際情勢も不安定で益々高騰する燃料費、年々値上がりする社会保険料負担金、自賠責保険料の値上がりに加え、乗務員のスキルアップの資格取得費用負担など年々会社負担は増大し経営を圧迫しております。この状況を打破するには、良質な労働力を提供していただきながら、事業の更なる活性化を図り新たな顧客の創造にも目を向けていかなくてはなりません。山積する課題は、事業運営に欠かすことのできない費用負担をもたらす確実に経営の負担となっております。

このような経済環境下で、当社においては労使一体となってサービス・品質の向上に取り組む「選ばれるタクシー」として生き残りを賭けて努力を重ねているところであります。また、そのためにも「タクシー適正化新法改正案等関係3法案」の制定に向け労使で引き続き働きかけることの必要性は同感とするところであります。

つきましては昨今の経済情勢やタクシー業界を取り巻く環境はじめ諸般の事情を勘案し、貴労組の諸要求について真摯に検討した結果、最大限の誠意をもって下記のとおり回答するものいたしますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

